

監査報告書

令和6年5月27日

学校法人 岩手医科大学 理事会 御中

学校法人 岩手医科大学

監事 小野寺 勲



監事 池田 克典



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岩手医科大学寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人岩手医科大学の令和5（2023）年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告及び内部統制の状況についての報告を受けるとともに、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行う会計監査人からの報告を受け、内部監査室とも連携するなど必要な監査手続を実施しました。

2. 監査結果

- (1) 法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。
- (2) 財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）は、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

監査報告書

令和6年5月27日

学校法人 岩手医科大学 評議員会 御中

学校法人 岩手医科大学

監事 小野寺 勲



監事 池田 克典



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人岩手医科大学寄附行為第18条の規定に基づき、学校法人岩手医科大学の令和5（2023）年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監査にあたっては、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告及び内部統制の状況についての報告を受けるとともに、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行う会計監査人からの報告を受け、内部監査室とも連携するなど必要な監査手続を実施しました。

2. 監査結果

- (1) 法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。
- (2) 財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）は、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。